

平成18年 5月10日

各 位

会 社 名 日本農産工業株式会社
代表者名 取締役社長 堀尾 守
(コード番号2051 東証・大証第1部)
問合せ先 経営企画室長 田中 猛
(TEL. 045-224-3717)

当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集 事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することにつき、平成18年6月23日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権207個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式207,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1,000株とする。

また、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という)後、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記のほか決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付

を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- i. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権社債に付されたものを含む)の転換または行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係わる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- iii. さらに上記のほか割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権の行使可能期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 以 上